

防人厚第10048号  
20.8.25  
一部改正 防人厚(事)第153号  
30.3.30  
一部改正 防人厚(事)第58号  
令和2年3月3日  
一部改正 防人厚第6275号  
令和4年3月31日

人事教育局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官  
殿

事務次官

職員厚生経費（レクリエーション経費）の執行要領について  
（通達）

標記について、別紙によることとされたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

## 職員厚生経費（レクリエーション経費）の執行要領

## 1 目的

平成20年7月1日に自由民主党の「無駄遣い撲滅プロジェクトチーム」から内閣総理大臣に提出された提言において、職員厚生経費（レクリエーション経費）（以下単に「レクリエーション経費」という。）については、「自衛官等についてその特殊性から真に必要な場合を除き、当面、全ての経費について執行を凍結する。その上で、原則廃止を前提として、早急に統一的な取扱いを定める。」とされ、政府としてもこの提言を実行していくこととされたことから、防衛省におけるレクリエーション経費の当面の執行要領を定めるものである。

## 2 趣旨

レクリエーション経費は、このような政府の方針を踏まえて、特に「厳しい環境下に居住又は勤務する者」及び「特殊な任務及びその厳しい訓練に従事する者」に対して、健康の保持増進等に資することを目的として執行することとする。

## 3 レクリエーション経費を執行する要件

レクリエーション経費については、次の目的要件及び対象要件の双方に該当する場合にのみ執行することができるものとし、本執行要領により調達する物品等には、麻雀牌、花札、カラオケ機材等、娯楽性の高いもの及びマッサージチェア、釣り用具、DVDソフト等、国民の理解を得ることが困難なものは含めないこととする。

## (1) 目的要件

次に掲げるいずれかの目的のために執行されるものであること。

ア 自衛官の健康の保持増進に資すること。

イ 自衛官の勤務意欲及び勤務能率増進に資すること。

ウ 自衛官の資質の向上及び組織の活性化に資すること。

エ 海外派遣自衛官若しくは艦艇乗組員又は特地の一部に勤務する者の日常生活の利便性等に供すること。

## (2) 対象要件

次に掲げるいずれかの者のために執行されるものであることとし、執行対象となる者の範囲及び使用場所については、付表第1のとおりとする。ただし、自衛隊の部隊及び機関（以下この号において「部隊等」という。）にあつては、部隊等の長が健康の保持増進等を勘案し、同表に掲げる使用場所以外の場所において使用させる必要があると認めるときは、この限りでない。

ア 厳しい環境下に居住又は勤務する者

(ア) 艦艇乗組員

(イ) アラート勤務者、防空指令所、レーダーサイト等に勤務する者であって、24時間態勢の業務に従事する者

(ウ) 離島や市街地から離れた地に勤務する者

(エ) その他の厳しい環境下に居住又は勤務する者（留守家族を含む。）

イ 特殊な任務及びその厳しい訓練に従事する者

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処、不審船の武装解除等、厳しく困難な環境下で、強度のストレスを受けつつ特殊な任務及びその訓練に従事する者

#### 4 報告等

(1) 本執行要領により調達した物品等については、関係法令に基づき適正に管理するものとする。

(2) 執行したレクリエーション経費について、付表第2により、各機関等において年度分を取りまとめ、翌年度の4月30日までに防衛大臣へ報告するものとする。

#### 5 その他

この執行要領に関する物品等の基準は、人事教育局厚生課長から通知させる。また、レクリエーション経費を執行するに当たり疑義が生じた場合には、その都度、人事教育局厚生課へ照会するものとする。

対 象 要 件		執行対象となる者の範囲	使用場所
厳しい環境下に居住又は勤務する	艦艇乗組員	防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号。以下この表において「訓令」という。）第3条の3第1項各号に掲げる船舶に乗り組んでいる海上自衛官	艦艇内
	アラート勤務者、防空指令所、レーダーサイト等に勤務する者であって、24時間態勢の業務に従事する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗員の範囲等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第6号）第1条第1項各号に掲げる者</li> <li>訓令第27条の7第1項各号に掲げる業務に従事する者</li> <li>訓令第27条の8第1項各号に掲げる部隊に所属し、同条第2項各号に掲げる業務に従事する者</li> </ul>	勤務場所
	離島や市街地から離れた地に勤務する者	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第14条第2項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律95号）第13条の2第1項に規定する特地官署及び同法第14条第1項に規定する準特地官署に勤務する者	勤務場所
	その他の厳しい環境下に居住又は勤務する者（留守家族を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条又は第83条の3の規定により派遣された訓令第27条の5第1項に規定する作業に従事する者</li> <li>国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第3条第2項各号に掲げる活動として行われる業務に従事する者</li> <li>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第3条第5号に掲げる業務に</li> </ul>	派遣先（留守家族はその限りにない。）

		<p>従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓令第27条の6第1項各号に掲げる業務に従事する者及び同条第3項に規定する作業に従事する航空自衛官</li> <li>・訓令第27条の10第1項各号及び第4項各号に掲げる業務に従事する者</li> </ul>	
<p>特殊な任務及びその厳しい訓練に従事する者</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・落下傘隊員の範囲及び落下傘降下作業手当の額に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第27号）第1条第1項第1号に掲げる部隊に所属する陸上自衛官のうち落下傘降下作業を行うことを本務とする者</li> <li>・特別警備隊員の範囲等に関する訓令（平成13年海上自衛隊訓令第19号）第1条に規定する海上自衛官</li> <li>・陸上自衛隊の隊員の特殊作戦隊員手当に関する訓令（平成16年陸上自衛隊訓令第22号）第2条第1項及び第2項に規定する自衛官</li> <li>・不発弾処理隊に所属する者であって、訓令第18条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる作業に従事する者</li> <li>・中央即応連隊に所属する者であって、国際平和協力業務又は災害派遣活動に派遣されることが前提とされる者</li> </ul>	<p>勤務場所</p>

(機関等名)

	目的	年度執行実績			予算額	備考
		内 訳(品目名)	数 量	金 額		
職員厚生経費						
うちレクリエーション経費						
① 艦艇乗組員						
② アラート勤務者、防空指令所、レーダーサイト等に勤務する者であって、24時間態勢の業務に従事する者						
③ 離島や市街地から離れた地に勤務する者						
④ その他の厳しい環境下に居住又は勤務する者(留守家族を含む。)						
⑤ 特殊な任務及びその厳しい訓練に従事する者						

<注> 目的欄は、執行要領第3項第1号に示すアからエまでのうち、該当する記号を記入する。  
 内訳(品目名)欄に、具体的な内訳を記載すること(複数ある場合には、様式を適宜追加して作成すること。)